

守られていない権利は何だろう？

～話をもとに一緒に考えましょう～

●守られていない権利は何だろう

6月の子ども会議では、ユニセフの子どもの権利条約カードブックを使い、守られていない権利について話し合いました。いくつかの話について考えましたが、その中の1つを紹介します。

ある休日、A子さんの家へ仲良しの友達のB美さんが遊びに来ました。スマートフォンで撮影した写真を編集し、面白い写真にして盛上がりしました。翌日、A子さんはB美さんのSNSへ自分の変顔写真が投稿されていることに気がきました。コメントには「A子の家で楽しんだ」と書かれていました。写真には、撮影した位置情報もタグ付けされており、A子さんの家の大体の位置も分かってしまうような投稿でした。A子さんはその事が少し不満です。

子ども委員に、同じような経験がないか聞くと、自分のくつろいでいる姿をSNSへ投稿され、自分の知らない人にまで、自分のことを知られてしまったという話が出ました。自分の知らない所や知らない人へ、自分の写真（動画）や情報が伝わることは、とても不安で嫌な気持ちになる事をみんなで確認しました。

子どもの権利条約第16条では、「子どもは、自分や

家族、住んでいる所、電話や手紙等のプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷付けられない権利を持っています」とあります。Aさんは第16条の権利が守られなかったということです。子どもたちには、自分のプライバシーも、他人のプライバシーも大切にするために何ができるかを考えてほしいと思います。

●夏休みに、親子で話し合ってみましょう

以前の子ども会議で、「親に携帯電話を見られて嫌だった」という意見と、「親が料金を支払ってくれるのだから仕方がない」という意見が出たことがありました。皆さんの家庭ではいかがでしょうか？親子間のプライバシーについては、どのように考えますか？親の意見と子どもの意見には違いがあるかもしれませんが、話し合うことを大切にしていだけたらと思います。



【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /
e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)